

今年度の保険料額

被保険者の皆さんにお支払いいただく今年度の保険料率は表3のとおりです。

また、保険料額は被保険者ごとに計算されます（表4）。被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料となります。

後期高齢者医療制度の内容や保険料は、問い合わせ先までご連絡ください。

令和2年度の保険料率（表3）

均等割額（被保険者が等しく負担）	52,048円（年間）
所得割額（被保険者の所得に応じて負担）	10.98%
賦課限度額（1年間の保険料上限額）	64万円



令和2年度の保険料の計算方法（表4）

均等割額 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割額 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額】64万円 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※年度途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

【年間保険料額の例～令和2年度】

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	5,600円増
168万円	7.75割	28,100円	4,700円増
196万円	5割	73,200円	2,600円増
196.5万円	5割	73,700円	12,500円減
219万円	2割	114,100円	4,100円増
220万円	2割	115,200円	5,900円減

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	夫妻	7割	15,600円	5,600円増
			15,600円	5,600円増
168万円	夫妻	7.75割	28,100円	4,700円増
			11,700円	4,200円増
224万円	夫妻	5割	103,900円	3,700円増
			26,000円	900円増
225万円	夫妻	5割	105,000円	11,400円減
			26,000円	14,100円減
270万円	夫妻	2割	170,100円	6,100円増
			41,600円	1,500円増
272万円	夫妻	2割	172,300円	3,900円減
			41,600円	8,600円減

安心して医療を受けられる社会を維持するために

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】

◆制度に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

◆保険証・給付に関すること 住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

◆保険料に関すること 税務課課税グループ ☎ 73-7505

保険料の軽減特例見直し

世代間の負担の公平を図り、全ての方々が安心して医療を受けられることを目的として令和2年度、後期高齢者医療保険料の均等割（全員に納めていただく部分）軽減割合および2割・5割軽減に係る所得判定基準が見直されました。（表1・2）

均等割の軽減割合（表1）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	
	令和元年度	令和2年度
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下となります。	8割軽減	7割軽減
33万円	8.5割軽減	7.75割軽減

均等割2割・5割軽減の軽減範囲（表2）

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	
	令和元年度	令和2年度
5割軽減	33万円＋（28万円×世帯の被保険者数）	33万円＋（28万円5千円×世帯の被保険者数）
2割軽減	33万円＋（51万円×世帯の被保険者数）	33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）

賦課限度額の引き上げ

保険料の賦課限度額が見直されました。

	令和元年度	令和2年度
賦課限度額	62万円	64万円